

医療管理ニュース Vol.87

税制優遇制度「NISA（少額投資非課税制度）」をご活用ください。

2024年からNISA制度の抜本的拡充・恒久化が図られ、新しいNISAが導入されます。

【新しいNISAのポイント】

・ 年間投資上限額の引き上げ

現行NISAでは、「つみたてNISA」が年間40万円、「一般NISA」が年間120万円が投資額の上限でしたが、新NISAでは「つみたて投資枠」が年間120万円、「成長投資枠」が年間240万円まで、年間上限額が引き上げられました。

・ 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能

これまでの制度では「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制で併用することはできませんでしたが、新NISAの「つみたて投資枠」と「成長投資枠」は併用することが可能です。

・ 非課税保有期間が無期限

現行NISAでは、「つみたてNISA」は20年間、「一般NISA」は5年間の非課税期間でしたが、新NISAではともに無期限となり、保有期間に関係なく非課税で運用が可能となりました。

・ 生涯非課税限度額の設定

新NISAでは、1人あたり合計1,800万円の生涯非課税限度額が設定され、「成長投資枠」ではそのうち最大1,200万円まで利用可能です。

項 目	現行NISA		新NISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
最大利用可能額	800万円	600万円	1,800万円	
				1,200万円(内数)
年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最大20年	最大5年	無期限	
制度選択	併用不可		併用可	
制度実施期間	～2023年末		2024年1月～制度恒久化	
投資対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託	国内および外国の上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	つみたてNISAと同じ	国内および外国の上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等（一部対象除外あり）

新NISAを始めるには、証券総合取引口座の開設（銀行などの場合は、銀行口座とは別に投資信託口座の開設）とNISA口座の開設が必要です。

新NISAに移行することにより、制度が大幅に拡充され、運用の幅も大きく広がります。そして、運用の幅が広がれば、税制上のメリットも大きくなるため、より資産を効率的に増やすことが可能です。新NISAの制度について正しく理解して、資産形成の手段として活用することをぜひご検討ください。

詳しくは、

新しいNISA

検索

（副委員長 丸濱功太郎）